

【本則関係】

- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）…………… 1

【附則関係】

- 水防法（昭和二十四年法律第九十三号）（附則第四条関係）…………… 20
- 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）（附則第五条関係）…………… 21
- 建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号）（附則第六条関係）…………… 23

○ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 土砂災害防止対策基本指針等（第三条―<u>第六条</u>）</p> <p>第三章 土砂災害警戒区域（<u>第七条</u>・<u>第八条</u>）</p> <p>第四章 土砂災害特別警戒区域（<u>第九条</u>―<u>第二十六条</u>）</p> <p>第五章 <u>避難に資する情報の提供等</u>（<u>第二十七条</u>―<u>第三十二条</u>）</p> <p>第六章 <u>雑則</u>（<u>第三十三条</u>―<u>第三十七条</u>）</p> <p>第七章 <u>罰則</u>（<u>第三十八条</u>―<u>第四十二条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限し、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めるほか、土砂災害の急迫した危険がある場合において避難に資する情報を提供すること等により、土砂災害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資するこ</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 土砂災害防止対策基本指針等（第三条―<u>第五条</u>）</p> <p>第三章 土砂災害警戒区域（<u>第六条</u>・<u>第七条</u>）</p> <p>第四章 土砂災害特別警戒区域（<u>第八条</u>―<u>第二十五条</u>）</p> <p>第五章 <u>緊急調査及び土砂災害緊急情報</u>（<u>第二十六条</u>―<u>第二十九条</u>）</p> <p>第六章 <u>雑則</u>（<u>第三十条</u>―<u>第三十二条</u>）</p> <p>第七章 <u>罰則</u>（<u>第三十三条</u>―<u>第三十七条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限し、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めるほか、<u>重大な</u>土砂災害の急迫した危険がある場合において避難に資する情報を提供すること等により、土砂災害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資</p>

とを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「土砂災害」とは、急傾斜地の崩壊（傾斜度が三十度以上である土地が崩壊する自然現象をいう。）、土石流（山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象をいう。第二十七条第二項及び第二十八条第一項において同じ。

）若しくは地滑り（土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象をいう。同項において同じ。）（以下「急傾斜地の崩壊等」と総称する。）又は河道閉塞による湛水（土石等が河道を閉塞したことによって水がたまる自然現象をいう。第七条第一項及び第二十八条第一項において同じ。）を発生原因として国民の生命又は身体に生ずる被害をいう。

(土砂災害防止対策基本指針)

第三条 国土交通大臣は、土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一・二 (略)

三 第七条第一項の規定による土砂災害警戒区域の指定及び第九条第一項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定について指針となるべき事項

四 第九条第一項の土砂災害特別警戒区域内の建築物の移転その他この

することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、「土砂災害」とは、急傾斜地の崩壊（傾斜度が三十度以上である土地が崩壊する自然現象をいう。）、土石流（山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象をいう。第二十六条第一項において同じ。）若しくは地滑り（土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象をいう。同項において同じ。）（以下「急傾斜地の崩壊等」と総称する。）又は河道閉塞による湛水（土石等が河道を閉塞したこと

によって水がたまる自然現象をいう。第六条第一項及び第二十六条第一項において同じ。）を発生原因として国民の生命又は身体に生ずる被害をいう。

(土砂災害防止対策基本指針)

第三条 国土交通大臣は、土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一・二 (略)

三 第六条第一項の土砂災害警戒区域及び第八条第一項の土砂災害特別警戒区域の指定について指針となるべき事項

四 第八条第一項の土砂災害特別警戒区域内の建築物の移転その他この

法律に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に関し指針となるべき事項

五 第二十七条第一項の規定による危険降雨量の設定並びに同項の規定による土砂災害警戒情報の通知及び周知のための必要な措置について指針となるべき事項

六 第二十八条第一項及び第二十九条第一項の緊急調査の実施並びに第三十一条第一項の規定による土砂災害緊急情報の通知及び周知のための必要な措置について指針となるべき事項

3～5 (略)

(基礎調査)

第四条 都道府県は、基本指針に基づき、おおむね五年ごとに、第七条第一項の規定による土砂災害警戒区域の指定及び第九条第一項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定その他この法律に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する調査(以下「基礎調査」という。)を行うものとする。

2 都道府県は、基礎調査の結果を、国土交通省令で定めるところにより、関係のある市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長に通知するとともに、公表しなければならない。

3 (略)

法律に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に関し指針となるべき事項

五 第二十六条第一項及び第二十七条第一項の緊急調査の実施並びに第二十九条第一項の規定による土砂災害緊急情報の通知及び周知のための必要な措置について指針となるべき事項

3～5 (略)

(基礎調査)

第四条 都道府県は、基本指針に基づき、おおむね五年ごとに、第六条第一項の土砂災害警戒区域及び第八条第一項の土砂災害特別警戒区域の指定その他この法律に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する調査(以下「基礎調査」という。)を行うものとする。

2 都道府県は、基礎調査の結果を、国土交通省令で定めるところにより、関係のある市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長に通知しなければならない。

3 (略)

(基礎調査のための土地の立入り等)

第五条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により宅地又は垣、柵等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4～6 (略)

7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入り又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

8 都道府県は、第一項の規定による立入り又は一時使用により損失を受けた者がある場合においては、その者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

9 前項の規定による損失の補償については、都道府県と損失を受けた者とが協議しなければならない。

10 前項の規定による協議が成立しない場合においては、都道府県は、自己の見積もった金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服のある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から三十日以内に、収用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

(基礎調査に関する是正の要求の方式)

(基礎調査のための土地の立入り等)

第五条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により宅地又は垣、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4～6 (略)

7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項に規定する立入り又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

8 都道府県は、第一項に規定する立入り又は一時使用により損失を受けた者がある場合においては、その者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

9 前項に規定する損失の補償については、都道府県と損失を受けた者とが協議しなければならない。

10 前項に規定する協議が成立しない場合においては、都道府県は、自己の見積もった金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服のある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から三十日以内に、収用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

(新設)

第六条 国土交通大臣は、都道府県の基礎調査に関する事務の処理が法令の規定に違反している場合又は科学的知見に基づかずに行われている場合において、当該基礎調査の結果によつたのでは次条第一項の規定による土砂災害警戒区域の指定又は第九条第一項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定が著しく適正を欠くこととなり、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあることが明らかであるとして地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の五第一項の規定による求めを行うときは、当該都道府県が講ずべき措置の内容を示して行うものとする。

第三章 土砂災害警戒区域

（土砂災害警戒区域）

第七条 都道府県知事は、基本指針に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害（河道閉塞による湛水を発生原因とするものを除く。以下この章、次章及び第二十七条において同じ。）を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定することができる。

2 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、第二条に規定する土砂災害の発生原因ごとに、指定の区域及びその発生原因となる自然現象の種類を定めてするものとする。

第三章 土砂災害警戒区域

（土砂災害警戒区域）

第六条 都道府県知事は、基本指針に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害（河道閉塞による湛水を発生原因とするものを除く。以下この章及び次章において同じ。）を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定することができる。

2 前項に規定する指定（以下この条において「指定」という。）は、第二条に規定する土砂災害の発生原因ごとに、指定の区域及びその発生原因となる自然現象の種類を定めてするものとする。

3・4 (略)

5 都道府県知事は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、関係のある市町村の長に、同項の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。

6 (略)

(警戒避難体制の整備等)

第八条 市町村防災会議（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十六条第一項の市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、前条第一項の規定による警戒区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項の市町村地域防災計画をいう。以下この条において同じ。）において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

四 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であつて、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用してゐる者の円滑

3・4 (略)

5 都道府県知事は、前項に規定する公示をしたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、関係のある市町村の長に、同項の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。

6 (略)

(警戒避難体制の整備等)

第七条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の長。以下同じ。）は、警戒区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）による市町村地域防災計画をいう。）において、当該警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

五 救助に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における同号に規定する施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項第一号に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

3 警戒区域をその区域を含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

(土砂災害特別警戒区域)

第九条 (略)

2 前項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)は、第二条に規定する土砂災害の発生原因ごとに、指定の区域並びにその発生

2 市町村防災会議は、警戒区域内に主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう前項の土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。

3 警戒区域をその区域を含む市町村の長は、第一項に規定する市町村地域防災計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

(土砂災害特別警戒区域)

第八条 (略)

2 前項に規定する指定(以下この条において「指定」という。)は、第二条に規定する土砂災害の発生原因ごとに、指定の区域並びにその発生原

原因となる自然現象の種類及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項（土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な事項として政令で定めるものに限る。）を定めてするものとする。

3 (略)

4 都道府県知事は、指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨並びに指定の区域、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び第二項の政令で定める事項を公示しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、関係のある市町村の長に、同項の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。

6 指定は、第四項の規定による公示によってその効力を生ずる。

7・8 (略)

9 第三項から第六項までの規定は、前項の規定による解除について準用する。

(特定開発行為の制限)

第十条 特別警戒区域内において、都市計画法（昭和四十三年法律第百号

）第四条第十二項に規定する開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物（当該区域が特別警戒区域の内外にわたる場合においては、特別警戒区域外において建築が予定されている建築物を除く。以下「予定建築物」という。）の用途が制限用途で

原因となる自然現象の種類及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項（土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な事項として政令で定めるものに限る。）を定めてするものとする。

3 (略)

4 都道府県知事は、指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨並びに指定の区域、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び第二項に規定する政令で定める事項を公示しなければならない。

5 都道府県知事は、前項に規定する公示をしたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、関係のある市町村の長に、同項の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。

6 指定は、第四項に規定する公示によってその効力を生ずる。

7・8 (略)

9 第三項から第六項までの規定は、前項に規定する解除について準用する。

(特定開発行為の制限)

第九条 特別警戒区域内において、都市計画法（昭和四十三年法律第百号

）第四条第十二項の開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物（当該区域が特別警戒区域の内外にわたる場合においては、特別警戒区域外において建築が予定されている建築物を除く。以下「予定建築物」という。）の用途が制限用途であるもの

あるもの（以下「特定開発行為」という。）をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為その他の政令で定める行為については、この限りでない。

2 (略)

(申請の手続)

第十一條 前条第一項の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 特定開発行為をする土地の区域（第十四条第二項及び第十九条において「開発区域」という。）の位置、区域及び規模

二 (略)

三 特定予定建築物における土砂災害を防止するため自ら施行しようとする工事（次号において「対策工事」という。）の計画

四・五 (略)

2 (略)

(許可の基準)

第十二條 都道府県知事は、第十條第一項の許可の申請があったときは、前条第一項第三号及び第四号に規定する工事（以下「対策工事等」という。）の計画が、特定予定建築物における土砂災害を防止するために必要な措置を政令で定める技術的基準に従い講じたものであり、かつ、そ

（以下「特定開発行為」という。）をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為その他の政令で定める行為については、この限りでない。

2 (略)

(申請の手続)

第十條 前条第一項の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 特定開発行為をする土地の区域（以下「開発区域」という。）の位置、区域及び規模

二 (略)

三 特定予定建築物における土砂災害を防止するため自ら施行しようとする工事（以下「対策工事」という。）の計画

四・五 (略)

2 (略)

(許可の基準)

第十一條 都道府県知事は、第九條第一項の許可の申請があったときは、前条第一項第三号及び第四号に規定する工事（以下「対策工事等」という。）の計画が、特定予定建築物における土砂災害を防止するために必要な措置を政令で定める技術的基準に従い講じたものであり、かつ、そ

の申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して
ないと認めるときは、その許可をしなければならない。

(許可の条件)

第十三条 都道府県知事は、**第十条第一項**の許可に、対策工事等の施行に
伴う災害を防止するために必要な条件を付することができる。

(既着手の場合の届出等)

第十四条 **第九条第一項**の規定による特別警戒区域の指定の際当該特別警
戒区域内において既に特定開発行為(**第十条第一項**ただし書の政令で定
める行為を除く。)に着手している者は、その指定の日から起算して二
十一日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県
知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出があった場合において、当該
届出に係る開発区域(特別警戒区域内のものに限る。)における土砂災害
を防止するために必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し
て、予定建築物の用途の変更その他の必要な助言又は勧告をすることが
できる。

(許可の特例)

第十五条 国又は地方公共団体が行う特定開発行為については、国又は地
方公共団体と都道府県知事との協議が成立することをもって**第十条第一
項**の許可を受けたものとみなす。

の申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反してい
ないと認めるときは、その許可をしなければならない。

(許可の条件)

第十二条 都道府県知事は、**第九条第一項**の許可に、対策工事等の施行に
伴う災害を防止するために必要な条件を付することができる。

(既着手の場合の届出等)

第十三条 特別警戒区域の指定の際当該特別警戒区域内において既に特定
開発行為(**第九条第一項**ただし書に規定する政令で定める行為を除く。
)に着手している者は、その指定の日から起算して二十一日以内に、国
土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なけ
ればならない。

2 都道府県知事は、前項に規定する届出があった場合において、当該届
出に係る開発区域(特別警戒区域内のものに限る。)における土砂災害を
防止するために必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して
、予定建築物の用途の変更その他の必要な助言又は勧告をすることがで
きる。

(許可の特例)

第十四条 国又は地方公共団体が行う特定開発行為については、国又は地
方公共団体と都道府県知事との協議が成立することをもって**第九条第一
項**の許可を受けたものとみなす。

(許可又は不許可の通知)

第十六条 都道府県知事は、**第十条第一項**の許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

2 (略)

(変更の許可等)

第十七条 **第十条第一項**の許可(この項の規定による許可を含む。)を受けた者は、**第十一条第二号**から**第四号**までに掲げる事項の変更をしようとする場合においては、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、変更後の予定建築物の用途が**第十条第一項**の制限用途以外のものであるとき、又は国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 (略)

3 **第十条第一項**の許可を受けた者は、第一項ただし書に該当する変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 **第十二条**、**第十三条**及び前二条の規定は、第一項の許可について準用する。

5 第一項の許可又は第三項の規定による届出の場合における次条から**第二十条**までの規定の適用については、第一項の許可又は第三項の規定による届出に係る変更後の内容を**第十条第一項**の許可の内容とみなす。

(許可又は不許可の通知)

第十五条 都道府県知事は、**第九条第一項**の許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

2 (略)

(変更の許可等)

第十六条 **第九条第一項**の許可(この項の規定による許可を含む。)を受けた者は、**第十条第二号**から**第四号**までに掲げる事項の変更をしようとする場合においては、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、変更後の予定建築物の用途が**第九条第一項**の制限用途以外のものであるとき、又は国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 (略)

3 **第九条第一項**の許可を受けた者は、第一項ただし書に該当する変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 **第十一条**、**第十二条**及び前二条の規定は、第一項の許可について準用する。

5 第一項の許可又は第三項の規定による届出の場合における次条から**第十条**までの規定の適用については、第一項の許可又は第三項の規定による届出に係る変更後の内容を**第九条第一項**の許可の内容とみなす。

(工事完了の検査等)

第十八条 第十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る対策工事等の全てを完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、当該対策工事等が第十二条の政令で定める技術的基準に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果当該対策工事等が当該政令で定める技術的基準に適合していると認めるときは、国土交通省令で定める様式の検査済証を当該届出をした者に交付しなければならない。

3 (略)

(建築制限)

第十九条 第十条第一項の許可を受けた開発区域（特別警戒区域内のものに限る。）内の土地においては、前条第三項の規定による公告があるまでの間は、第十条第一項の制限用途の建築物を建築してはならない。

(特定開発行為の廃止)

第二十条 第十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る対策工事等を廃止したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(監督処分)

第二十一条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して

(工事完了の検査等)

第十七条 第九条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る対策工事等のすべてを完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項に規定する届出があつたときは、遅滞なく、当該対策工事等が第十一条に規定する政令で定める技術的基準に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果当該対策工事等が当該政令で定める技術的基準に適合していると認めるときは、国土交通省令で定める様式の検査済証を当該届出をした者に交付しなければならない。

3 (略)

(建築制限)

第十八条 第九条第一項の許可を受けた開発区域（特別警戒区域内のものに限る。）内の土地においては、前条第三項に規定する公告があるまでの間は、第九条第一項の制限用途の建築物を建築してはならない。

(特定開発行為の廃止)

第十九条 第九条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る対策工事等を廃止したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(監督処分)

第二十条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、

、特定予定建築物における土砂災害を防止するために必要な限度において、**第十条第一項**若しくは**第十七条第一項**の許可を取り消し、若しくはその許可に付した条件を変更し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて必要な措置をとることを命ずることができ

る。

- 一 **第十条第一項**又は**第十七条第一項**の規定に違反して、特定開発行為をした者

- 二 **第十条第一項**又は**第十七条第一項**の許可に付した条件に違反した者
- 三 特別警戒区域で行われる又は行われた特定開発行為(当該特別警戒区域の指定の際当該特別警戒区域内において既に着手している行為を除く。)であつて、特定予定建築物の土砂災害を防止するために必要な措置を**第十二条**の政令で定める技術的基準に従つて講じていないものに関する工事の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)

又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者

- 四 詐欺その他不正な手段により**第十条第一項**又は**第十七条第一項**の許可を受けた者

254 (略)

(立入検査)

第二十二条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、**第十条第一項**、**第十七条第一項**、**第十八条第二項**、**第十九条**又は**前条第一項**の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立

、特定予定建築物における土砂災害を防止するために必要な限度において、**第九条第一項**若しくは**第十六条第一項**の許可を取り消し、若しくはその許可に付した条件を変更し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて必要な措置をとることを命ずることができ

る。

- 一 **第九条第一項**又は**第十六条第一項**の規定に違反して、特定開発行為をした者

- 二 **第九条第一項**又は**第十六条第一項**の許可に付した条件に違反した者
- 三 特別警戒区域で行われる又は行われた特定開発行為(当該特別警戒区域の指定の際当該特別警戒区域内において既に着手している行為を除く。)であつて、特定予定建築物の土砂災害を防止するために必要な措置を**第十一条**に規定する政令で定める技術的基準に従つて講じていないものに関する工事の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)

又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者

- 四 詐欺その他不正な手段により**第九条第一項**又は**第十六条第一項**の許可を受けた者

254 (略)

(立入検査)

第二十一条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、**第九条第一項**、**第十六条第一項**、**第十七条第二項**、**第十八条**又は**前条第一項**の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立

ち入り、当該土地又は当該土地において行われている対策工事等の状況を調査することができる。

2・3 (略)

(報告の徴収等)

第二十三条 都道府県知事は、**第十条第一項又は第十七条第一項の許可**を受けた者に対し、当該許可に係る土地若しくは当該許可に係る対策工事等の状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は当該土地における土砂災害を防止するために必要な助言若しくは勧告をすることができる。

第二十四条 (略)

(特別警戒区域内における居室を有する建築物に対する建築基準法の適用)

第二十五条 特別警戒区域(建築基準法第六条第一項第四号に規定する区域を除く。)内における居室を有する建築物(同項第一号から第三号までに掲げるものを除く。)については、同項第四号の規定に基づき都道府県知事が関係市町村の意見を聴いて指定する区域内における建築物とみなして、同法第六条から第七条の五まで、第十八条、第八十九条、第九十一条及び第九十三条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

ち入り、当該土地又は当該土地において行われている対策工事等の状況を調査することができる。

2・3 (略)

(報告の徴収等)

第二十二条 都道府県知事は、**第九条第一項又は第十六条第一項の許可**を受けた者に対し、当該許可に係る土地又は当該許可に係る対策工事等の状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は当該土地における土砂災害を防止するために必要な助言若しくは勧告をすることができる。

第二十三条 (略)

(特別警戒区域内における居室を有する建築物に対する建築基準法の適用)

第二十四条 特別警戒区域(建築基準法第六条第一項第四号の区域を除く。)内における居室を有する建築物(同項第一号から第三号までに掲げるものを除く。)については、同項第四号の規定に基づき都道府県知事が関係市町村の意見を聴いて指定する区域内における建築物とみなして、同法第六条から第七条の五まで、第十八条、第八十九条、第九十一条及び第九十三条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

(移転等の勧告)

第二十六条 (略)

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、土地の取得についてのあつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第五章 避難に資する情報の提供等

(土砂災害警戒情報の提供)

第二十七条 都道府県知事は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、土砂災害の急迫した危険が予想される降雨量(以下この条において「危険降雨量」という。)を設定し、当該区域に係る降雨量が危険降雨量に達したときは、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、土砂災害の発生を警戒すべき旨の情報(次項において「土砂災害警戒情報」という。)を関係のある市町村の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定による土砂災害警戒情報の通知及び周知のための必要な措置は、その区域に係る降雨量が危険降雨量に達した区域(以下この項において「危険降雨量区域」という。)のほか、その周辺の区域のうち土砂災害が発生するおそれがあると認められるもの(危険降雨量区域において土石流が発生した場合には、当該土石流が到達し、土砂災害が発生するおそれがあると認められる区域を含む。)を明らかにしてするもの

(移転等の勧告)

第二十五条 (略)

2 都道府県知事は、前項に規定する勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、土地の取得についてのあつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第五章 緊急調査及び土砂災害緊急情報

(新設)

(新設)

とする。

第二十八条 (略)

第二十九条 (略)

第三十条 (略)

(土砂災害緊急情報の通知及び周知等)

第三十一条 都道府県知事又は国土交通大臣は、緊急調査の結果、基本指針に基づき、**第二十八条第一項**に規定する自然現象の発生により一定の土地の区域において重大な土砂災害の急迫した危険があると認めるとき、又は当該土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認めるときは、災害対策基本法第六十条第一項及び第六項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、当該緊急調査により得られた当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報(次項において「土砂災害緊急情報」という。)を、都道府県知事にあつては関係のある市町村の長に、国土交通大臣にあつては関係のある都道府県及び市町村の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じなければならない。

2 (略)

(避難のための立退きの指示等の解除に関する助言)

第二十六条 (略)

第二十七条 (略)

第二十八条 (略)

(土砂災害緊急情報の通知及び周知等)

第二十九条 都道府県知事又は国土交通大臣は、緊急調査の結果、基本指針に基づき、**第二十六条第一項**に規定する自然現象の発生により一定の土地の区域において重大な土砂災害の急迫した危険があると認めるとき、又は当該土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認めるときは、災害対策基本法第六十条第一項及び第六項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、当該緊急調査により得られた当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報(次項において「土砂災害緊急情報」という。)を、都道府県知事にあつては関係のある市町村の長に、国土交通大臣にあつては関係のある都道府県及び市町村の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じなければならない。

2 (略)

(新設)

第三十二条 市町村長は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示（土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合におけるものに限る。）を解除しようとする場合において、必要があると認めるときは、国土交通大臣又は都道府県知事に対して、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、助言を求められた国土交通大臣又は都道府県知事は、必要な助言をするものとする。

第六章 雑則

第三十三条 (略)

第三十四条 国及び都道府県は、第二十六条第一項の規定に基づく建築物の移転等が円滑に行われるために必要な資金の確保、融通又はそのあつせんに努めるものとする。

第三十五条 (略)

(地方公共団体への援助)

第三十六条 国土交通大臣は、第三十一条第二項に規定するもののほか、第七条第一項の規定による警戒区域の指定及び第九条第一項の規定による特別警戒区域の指定その他この法律に基づく都道府県及び市町村が行う事務が適正かつ円滑に行われるよう、都道府県及び市町村に対する必

第六章 雑則

第三十条 (略)

第三十一条 国及び都道府県は、第二十五条第一項に規定する勧告に基づく建築物の移転等が円滑に行われるために必要な資金の確保、融通又はそのあつせんに努めるものとする。

第三十二条 (略)

(新設)

要な助言、情報の提供その他の援助を行うよう努めなければならない。

(権限の委任)

第三十七条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第七章 罰則

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第一項又は第十七条第一項の規定に違反して、特定開発行為をした者
- 二 第十九条の規定に違反して、第十条第一項の制限用途の建築物を建築した者
- 三 第二十一条第一項の規定による都道府県知事の命令に違反した者

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条第七項(第三十条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者
- 二 第二十二条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(新設)

第七章 罰則

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条第一項又は第十六条第一項の規定に違反して、特定開発行為をした者
- 二 第十八条の規定に違反して、第九条第一項の制限用途の建築物を建築した者
- 三 第二十条第一項の規定による都道府県知事の命令に違反した者

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条第七項(第二十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者
- 二 第二十一条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第四十条 第二十三条の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第四十一条 (略)

第四十二条 第十四条第一項、第十七条第三項又は第二十条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

第三十五条 第二十二条の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第三十六条 (略)

第三十七条 第十三条第一項、第十六条第三項又は第十九条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

改正案	現行
<p>（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置）</p> <p>第十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域 同</p> <p>法第八条第三項に規定する事項</p> <p>二（略）</p>	<p>（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置）</p> <p>第十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の土砂災害警戒区域 同</p> <p>法第七条第三項に規定する事項</p> <p>二（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（開発許可の基準）</p> <p>第三十三条 都道府県知事は、開発許可の申請があつた場合において、当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準（第四項及び第五項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。）に適合しており、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。</p> <p>一〜七 （略）</p> <p>八 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為にあつては、開発区域内に建築基準法第三十九条第一項の災害危険区域、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の地すべり防止区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の土砂災害特別警戒区域その他政令で定める開発行為を行うのに適当でない区域内の土地を含まないこと。ただし、開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>九〜十四 （略）</p>	<p>（開発許可の基準）</p> <p>第三十三条 都道府県知事は、開発許可の申請があつた場合において、当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準（第四項及び第五項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。）に適合しており、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。</p> <p>一〜七 （略）</p> <p>八 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為にあつては、開発区域内に建築基準法第三十九条第一項の災害危険区域、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の地すべり防止区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項の土砂災害特別警戒区域その他政令で定める開発行為を行うのに適当でない区域内の土地を含まないこと。ただし、開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>九〜十四 （略）</p>

2
～
8

(略)

2
～
8

(略)

○ 建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部改正）</p> <p>第十二条 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十四条中「第二十条」を「第二十条第一項」に改める。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部改正）</p> <p>第十二条 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十三条中「第二十条」を「第二十条第一項」に改める。</p>